月額所得の算出について

入居申込みをする場合の対象となる月額所得は，入居する方全員の一年間の所得（賞与を含む）の合計から公営住宅法上の控除を行った額を12ヶ月で割ることにより得られます。
あなたの世帯の現在の収入を確認し，以下のStep1からStep3の月額所得計算方法により計算してください。

Step1　入居世帯の所得（年額）を計算する。

給与収入の方	給料・俸給・賃金・賞与等の支給された金額（残業手当・家族手当・皆勤手当等も含む。）
年金収入の方	厚生年金・共済年金・国民年金等の課税対象となる年金又は恩給の支給された金額
事業収入等の方 （給与・年金以外）	事業所得・配当所得・不動産所得等の所得（収入から必要経費を差し引いたもの。） 保険の外交・個人（企業）年金の給付金など
注意!! 計算の対象とならない収入	1　遺族年金・障害年金・生活保護の各扶助費・非課税の通勤手当額・求職者給付金（失業保険）児童扶養手当・子ども手当などの課税対象とならない収入 2　入居契約日前までに退職する場合の収入 3　入居資格審査日の時点で，支給額が１か月に満たない収入は「０円」とみなします。

計算してみましょう。

	給与収入の方	年金収入の方	事業収入等の方（給与・年金以外）	合　計
申込者本人の所得	円	円	円	円
同居親族(A)さんの所得	円	円	円	円
同居親族(B)さんの所得	円	円	円	円
同居親族(C)さんの所得	円	円	円	円
合　計	円	円	円	❶　円

Step2　控除額（世帯の状況）を計算する。

控除の種類	控除の内容	控除する金額
1人につき		
a 親族控除	同居する親族（申込本人は除く）及び遠隔地扶養親族	３８万円 ×（　　）人 ＝　円
親族控除の他に対象者1人につき		
b 特定扶養親族控除	扶養親族（配偶者は除く）及び遠隔地扶養親族のうち年齢１６歳以上２３歳未満の方	２５万円 ×（　　）人 ＝　円
c 障害者控除	障害者手帳（身体・精神・療育）の交付がされている方 ※特別障害者控除対象者除く	２７万円 ×（　　）人 ＝　円
d 特別障害者控除	重度の障害のある方 （身体１・２級，精神１級，療育Ａ判定の手帳をお持ちの方）	４０万円 ×（　　）人 ＝　円
e ひとり親控除	現に婚姻をしていない方または配偶者の生死の明らかでない一定の方※1で、生計を一する子※2がいる方で、合計所得金額が500万円以下である方 ※1　配偶者の生死が明らかでない一定の方としてどのような場合が認められるのかについては、別途お問い合わせください。 ※2　この場合の子は合計所得金額が48万円以下で、他の方の同一生計配偶者や扶養親族となっていない方に限られます（子供の年齢に制限はありません）	３５万円 ×（　　）人 ＝　円 ※「h振替基礎控除」の控除後の所得が３５万円未満のときはその金額
f 寡婦控除	次の①または②のいずれかに当てはまる方でひとり親控除の対象ではない方 ① 夫と離婚した後婚姻していない方で、扶養親族がおり、合計所得金額500万円以下の方 ② 夫と死別した後婚姻をしていない方または夫の生死が明らかでない一定の方※1で、合計所得金額が500万円以下の方 ※1　夫または妻の生死が明らかでない一定の方としてどのような場合が認められるかについては、別途お問い合わせください。	27万円 ×（　　）人 ＝　円 ※「h振替基礎控除」の控除後の所得が27万円未満のときはその金額
g 老人扶養控除 老人配偶者控除	満７０歳以上の同一生計配偶者あるいは扶養親族の方	１０万円 ×（　　）人 ＝　円
h 振替基礎控除	給与所得または公的年金に係る雑所得を有する方	１０万円 ×（　　）人 ＝　円 ※給与所得等が10万円未満のときはその金額
合　計　（a+b+c+d+e+f+g+h）		❷　円

Step3　月額所得を計算する。

（ 世帯所得の合計 ❶　円 － 控除額の合計 ❷　円 ）÷ 12ヶ月 ＝ 月額所得　円

所得計算の方法

給与収入の方 ●現在の勤務先(パート・アルバイトを含みます)にいつから勤めていますか?

現在の勤務先に 令和2年 12 月以前に就職し、現在まで勤務しているとき。

現在の勤務先に 令和3年 1 月以降に就職し、現在まで勤務しているとき。

●勤務先発行の令和3年分源泉徴収票

①

令和3年分　給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所		氏名	(受給者番号)
				(フリガナ)
				(役職名)

種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
	内 千 円	千 円 ＊ ＊＊＊ ＊＊＊	千 円	内 千 円

控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の数(配偶者を除く) 特定	老人	その他	障害者の数(本人を除く) 特別	その他	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	損害保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
有 無 従有 従無	千 円	人 従人	内 人 従人	人 従人	内 人	人	内 千 円	千 円	千 円	千 円

(摘要)年調定率控除額 円　国民年金保険料等の金額 円　配偶者の合計所得 千 円

円(1年間の所得)

→8ページ所得へ(給与収入の方)

●市町村発行の令和3年分総所得額を記載してある証明書(②③いずれかで確認してください。)

②

令和4年度(令和3年分)　市・県民税課税証明書

住所
氏名

賦課年度		令和3年度(令和2年分)							
所得	給与	収入金額	＊＊＊＊＊円	所得控	雑損控除額	円	市民税	所得割額	円
		所得金額	＊＊＊＊＊円		医療費控除額	円		均等割額	円
	公的年金等	収入金額	円		社会保険料控除額	円	県民税	所得割額	円
		所得金額	円		小規模企業共済等掛金控除額	円		均等割額	円
			円		生命保険料控除額	円	年税額		円
					地震保険料控除額	円		扶養人数	人

円(1年間の所得)

→8ページ所得へ(給与収入の方)

③

令和4年度　給与所得等に係る市民税・県民税　特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得										
給与収入			主たる給与以外の合算所得区分	営業等	農業	不動	利子	配当	給与	雑	譲渡・一時
給与所得	＊＊＊＊＊＊＊＊									
その他の所得計			総所得金額①	＊＊＊＊＊＊＊						

課税標準		
総所得③		
分離短期譲渡		
分離長期譲渡		
山林所得		
株式等の譲渡		
先物取引		

所得控除				
雑損		障・寡・勤		
医療費		配偶者		
社会保険料		配偶者特別		
小規模企業共済		扶養		
生命保険料		基礎		
地震保険料		所得控除合計②		

扶養親族該当区分									本人該当区分							繰越損失
控配	老配	特定	同老	老人	その他	同障	特障	他障	未成年者	特障	他障	寡婦	特寡	寡夫	勤労学生	

円(1年間の所得)

→8ページ所得へ(給与収入の方)

給与収入の方

●勤務先発行の給与等支払証明書

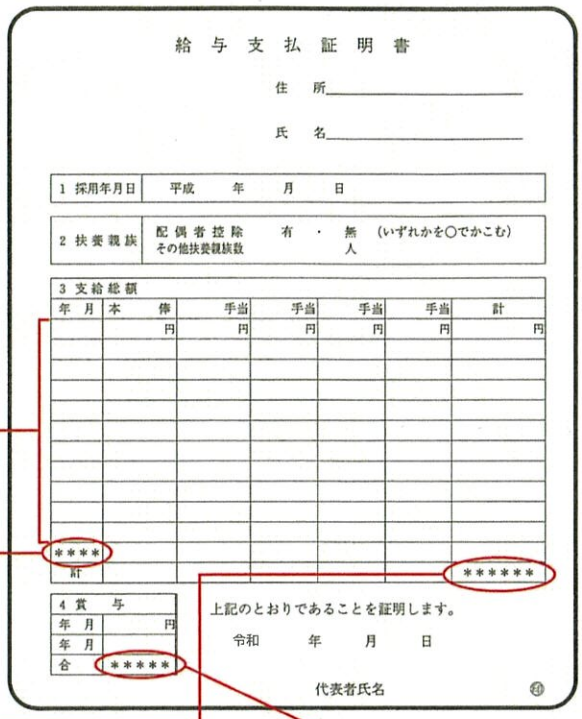

給与支払証明書

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1 採用年月日	平成　年　月　日
2 扶養親族	配偶者控除　有・無　(いずれかを○でかこむ) その他扶養親族数　人

3 支給総額

年月	本俸	手当	手当	手当	手当	計
	円	円	円	円	円	円
＊＊＊＊						
計						＊＊＊＊＊＊

4 賞与

年月	円
年月	
合	＊＊＊＊＊

上記のとおりであることを証明します。

令和　年　月　日

代表者氏名　㊞

この用紙は仮当選後申込者に郵送します

計算での注意
- 金額のなかで1か月分に満たない月は除いて計算してください。
- 通勤手当等の非課税分は計算にいれません。

募集の前月が最後の月になります。

記入してある月数です。

円 ÷ □ か月×12か月＋ 円（賞与） ⇨ （年間給与収入金額） 円

次に年間給与収入金額から年間給与所得金額を計算します。

※　年間給与収入金額から，年間総所得金額を計算する方法

年間給与収入金額	年間総所得金額	
551,000円未満	年間総所得 ＝ 0	
551,000円以上～ 1,619,000円未満	年間総収入金額 － 550,000円 ＝ 年間総所得	
1,619,000円以上～ 1,620,000円未満	年間総所得 ＝ 1,069,000円	
1,620,000円以上～ 1,622,000円未満	年間総所得 ＝ 1,070,000円	
1,622,000円以上～ 1,624,000円未満	年間総所得 ＝ 1,072,000円	
1,624,000円以上～ 1,628,000円未満	年間総所得 ＝ 1,074,000円	
1,628,000円以上～ 1,800,000円未満	A×2.4＝年間総所得＋100,000	年間総収入金額を4で割り,その答えの1,000円未満を切捨てた金額を左のAに当てはめてください。
1,800,000円以上～ 3,600,000円未満	A×2.8－ 80,000円＝年間総所得	
3,600,000円以上～ 6,600,000円未満	A×3.2－440,000円＝年間総所得	
6,600,000円以上～ 8,500,000円未満	年間総収入金額 × 0.9 － 1,100,000円	

⇩

円（1年間の所得）

→ 8ページ所得へ（給与収入の方）

事業収入の方　●現在の事業をいつから始めましたか?

令和2年12月以前から事業を始めた場合。

令和3年1月以降に事業を始めた場合。

●令和2年分の所得税の確定申告の控

所得金額			
	事業	営業等	①
		農業	②
	不動産		③
	利子		④
	配当		⑤
	給与		⑥
	雑		⑦
	総合譲渡・一時 (ク)+{(コ)+(サ)}×1/2		⑧
	合計		⑨ ＊＊＊＊＊＊＊

円（1年間の所得）

→8ページ所得へ（事業収入の方）

●収支明細書（事業所得者用）

☆収支明細書は、募集月の前月までの12か月間（12か月にならないときは今の仕事を始めてから募集月の前月までの期間）について自分で記入します。

ここに注意

・実績の金額ですから1円の単位まで正確に記入してください。
・認められる支出の項目は、確定申告において税法上必要経費として認められるものに限ります。
・明細書の内容について、書類を確認する場合があります。

計算での注意

・金額のなかで、1か月分に満たない月は除いて計算してください。
・事業を開始した日が最近で、まだ1か月分に満たない場合は0円として計算してください。
・1年間の所得で1円未満は切捨ててください。

この用紙は仮当選後申込者に郵送します

収支明細書
（事業所得者用）

1	事業及び事業内容	
2	事業所の所在地	
3	事業開始年月日	令和　年　月　日

〔月別収支内訳〕

	収入の部			支出の部				差引純利益
			計（イ）				計（ロ）	（イ－ロ）
月								
月								
月								
月								
月								
月								
月								
月								
月								
月								
月								
※月								
計								＊＊＊＊＊＊

→※募集の前月が最後の月になります。

記入してある月数です。

円 ÷ □ か月×12か月 ⇨ 円（1年間の所得）

8ページ所得へ（事業収入の方）

年金収入（非課税）の方

❶障害の名称のつく次の年金 障害基礎年金・障害厚生年金・障害年金・障害共済年金	非課税のため算定の対象にはなりません。 （収入として扱いません）
❷遺族の名称のつく次の年金 遺族基礎年金・遺族厚生年金・遺族年金・遺族共済年金	
❸母子の名称のつく次の年金 母子年金・準母子年金	
❹そのほか次のような年金 遺児年金・寡婦年金・老齢福祉年金	

国民年金、厚生年金、共済年金、恩給を支給されている方

●いつから支給されていますか？

令和2年 12 月以前から支給されている方

令和3年1月以降から支給されている方。

●公的年金等の源泉徴収票

令和3年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	
	氏名	
種別	支払金額	源泉徴収税額
年金	＊＊＊＊●●●,●●●円	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊0円
扶養控除等申告書の提出 有	無	特別障害者	本人 その他の障害者	老年者	控除対象配偶者の有無等 有	無	老人控除対象配偶者の有無 有	無
	＊							
扶養親族の数 特定	老人	その他	障害者の数（本人以外） 特別	その他	社会保険料の金額（介護保険料額）
人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	＊＊＊＊＊●●,●●●円
支払を受ける者の年金の種別			支払を受ける者の生年月日		

※源泉徴収票を使用される方は右の計算式で計算してください。
※2種類以上の年金を支給されている方は，それぞれの支払金額を合計して、右の計算式で計算してください。

2か月に1度の支給金額×6

●所得算出表

受給者の年齢	この年中の公的年金等の収入金額（A）	所得金額になおす計算式
年齢65歳以上の方	110万円以下	0円
	1,100,001円以上～330万円未満	（A）－110万円
	330万円以上～410万円未満	（A）×0.75－27万5,000円
	410万円以上～770万円未満	（A）×0.85－68万5,000円
	770万円以上～1,000万円未満	（A）×0.95－145万5,000円
年齢65歳未満の方	60万円以下	0円
	600,001円以上～130万円未満	（A）－60万円
	130万円以上～410万円未満	（A）×0.75－27万5,000円
	410万円以上～770万円未満	（A）×0.85－68万5,000円
	770万円以上～1,000万円未満	（A）×0.95－145万5,000円

（1年間の所得）

円

8ページ所得へ（年金収入の方）